

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領

昭 和 6 2 年 4 月 1 日

一部改正 平成2年6月8日

一部改正 平成14年8月19日

一部改正 平成17年4月1日

一部改正 平成18年4月3日

一部改正 平成23年3月1日

一部改正 平成23年4月1日

一部改正 平成26年4月1日

一部改正 平成27年7月1日

一部改正 平成28年4月1日

一部改正 平成29年4月1日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年12月27日

農 業 普 及 技 術 課

第1 趣旨

火山の爆発に伴う降灰等により、活動火山周辺地域において農作物等の被害が発生し、農業経営に多大な影響を及ぼしている。

このような事態に対処して、被害農業者の経営の安定を図り、併せて地域農業の健全な発展を図るためには、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域において、各地域の実態に応じ、防災営農対策を総合的に実施することが緊要である。

このため、この要領の定めるところにより、活動火山周辺地域防災営農対策事業を実施するものとする。

第2 事業の対象地域

この事業は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条に基づき作成した防災営農施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）において対象地域として定められている地域を対象として実施するものとする。

第3 事業の種類及び内容

この事業の種類は、別表1に定めるとおりとし、その実施基準は、別表2に定めるとおりとする。

第4 事業実施計画

- 1 施設整備計画の対象地域を管轄する市町村の長（以下「市町村長」という。）が該当地域内でこの事業を実施、又は実施させようとするときは別記様式1により活動火山周辺地域防災営農対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を定め、これを知事に提出してその承認を受けるものとする。
- 2 事業計画の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施地区
 - (2) 事業実施地区の農業概況及び事業実施の必要性
 - (3) 事業に関する具体的な計画
 - (4) その他この事業の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、事業実施計画を定めようとするときには、関係農業者及び第5の2に規定する団体（以下「事業実施主体」という。）の意向を尊重するとともに、あらかじめ、農業改良普及センター、関係農業団体等の意見を聴くものとする。
- 4 知事は事業実施計画が次の要件に適合すると認めた場合は、当該事業実施計画が適当である旨の承認を行うものとする。

- (1) 事業実施計画の内容が施設整備計画に即したものであること。
 - (2) 事業実施計画の内容が当該地域の農業の条件からみて被害農業者の経営の安定に資するものであること。
 - (3) 事業実施計画に基づく事業が、技術的、経営的等の見地からみて妥当なものであること。
 - (4) 事業実施主体は、この事業の実施に対する意欲と能力を有し、当該事業が効率的に実施されと見込まれるものであること。
- 5 事業実施計画の変更についても、1 から 4 までの規定を準用するものとする。

第5 事業の実施

- 1 この事業は、第4の1の事業実施計画に基づいて実施するものとする。
- 2 この事業の実施主体は、農業協同組合又は農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人並びに次に掲げる要件を満たす農業者の組織する団体とする。
 - (1) 代表の定めがあること。
 - (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。

第6 指導助言

知事は、事業実施計画の作成及び事業の実施についての助言、指導その他必要な助言を行うものとする。

第7 助成

県は、予算の範囲において、別に定めるところにより、市町村に対し、助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度の翌年度から5年間、別記様式2により、毎年度事業実施状況報告書を作成し、10月15日までに市町長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1の事業実施主体から事業実施状況の報告を受けた場合には、現地調査等を実施し、必要に応じて、当該事業実施主体に対し、改善等の指導を行うとともに、早期の改善に向けた必要な措置を講じるものとする。
- 3 市町村長は、事業実施状況の報告及びその改善等の指導結果を、11月15日までに関係農林振興局長又は西臼杵支庁長に、報告するものとする。
- 4 関係農林振興局長又は西臼杵支庁長は、3の市町村長から事業実施状況の報告等受けた場合には、必要に応じて、市町村長等に対し、改善等の指導を行うものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成2年6月8日から施行し、平成2年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成14年8月19日から施行し、平成14年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業

から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 1 日から施行し、平成 22 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 2 7 日から施行し、令和 4 年度の活動火山周辺地域防災営農対策事業から適用する。

別表 1（実施要領第 3 関係）

降灰地域土壌等矯正事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業種目表

事業種目	事業細目	事業の内容	施設等の細分 (区分)	構造・規格 能力等	事業量 単位	備考
降灰地域 土 壌 等 矯正事業	降灰地域 土 壌 等 矯 正	土壌酸度 矯正	粒状苦土石灰 アヅミン苦土石灰		袋、 t	
		有機質資材 投入	有機質資材		袋、 t	
降灰防止 降灰除去 施設等 整備事業	降灰地域 野菜安定 対策	被覆施設	被覆施設	施設の型式 (間口、軒高)等 栽培管理用機 械施設	棟、連 ㎡	
		用水施設	被覆資材の更新	施設の型式 (間口、軒高)等 資材の種類	棟、連 ㎡	
			揚水施設一式 ┌ さく井工事 ├ 揚水機 └ 揚水機場	直径(mm) 深さ (m) 吸水量(ℓ/分) 動力(ps, kw)等 〇〇造、面積 (㎡) 等	一式 箇所、㎡	
			送水施設一式 ┌ 加圧ポンプ └ 加圧室	吐水量(ℓ/分) 〇〇造、㎡ 等	一式 箇所、㎡	
			配管施設一式	パイプの種類 口径 (mm) 等	一式	
			灌水工事一式	チューブの種類、 長さ(m) 等	一式	
			電気工事一式	内容 等	一式	
			排水施設一式 〇〇〇	長さ(m)等 〇〇〇	一式	
		野菜洗浄 施設	乗用型洗浄機 〇〇〇	型式、能力 吐水量(ℓ/分) 動力 (ps, kw) 〇〇〇	台	

事業種目	事業細目	事業の内容	施設等の細分 (区分)	構造・規格 能力等	事業量 単位等	備考
	降灰地域 花き安定 対策	被覆施設 用水施設	野菜と同じ	野菜と同じ	野菜と同じ	
	降灰地域 果樹安定 対策	被覆施設 用水施設	野菜と同じ	野菜と同じ	野菜と同じ	
		果樹洗浄 施設	野菜と同じ	野菜と同じ	野菜と同じ	
	降灰地域 茶安定対 策	茶洗浄施設	摘採前洗浄機	型式、能力 吐水量(ℓ/分) 動力 (ps, kw)	台	
			生葉洗浄脱水機 〇〇〇	型式、能力 〇〇〇	台	
	降灰地域 葉たばこ 安定対策	葉たばこ洗 浄施設	乗用型洗浄機	型式、能力 吐水量(ℓ/分) 動力 (ps, kw)等	一式	
			台車及びポリタン ク 〇〇〇	台数及び必要 数 等 〇〇〇		

(注) 記載されていない内容については、別途協議するものとする。

別表2 (実施要領第3関係)

降灰地域土壌等矯正事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業実施基準

事業種目	事業細目	事業実施主体	事業の内容	採択基準
降灰地域土壌等矯正事業	降灰地域土壌等矯正	国が定める要綱・要領等に準じる。	この事業は、降灰による農地又は果樹等樹体の酸性を矯正するために施用を必要とする石灰質資材、有機質資材を投入する事業とする。 (1)土壌酸度矯正 (2)有機質資材投入	国が定める要綱・要領等に準じる。
降灰防止、降灰除去施設等整備事業	降灰地域野菜安定対策		この事業は、野菜の降灰被害の防止により、降灰地区野菜農家の経営安定と生産物の品質向上を図るため次に掲げる施設等を導入する事業とする。 (1)被覆施設（被覆資材の更新を含む） (2)用水施設 (3)洗浄施設	
	降灰地域花き安定対策		この事業は、花きの降灰被害の防止により、降灰地区花き農家の経営安定と生産物の品質向上を図るため次に掲げる施設等を導入する事業とする。 (1)被覆施設（被覆資材の更新を含む） (2)用水施設	
	降灰地域果樹安定対策		この事業は、果樹の降灰被害を防止することにより、樹体の保護と果実品質の保持を図り、果樹生産農家の経営を安定させるために、次に掲げる施設等を導入する事業とする。 (1)被覆施設（被覆資材の更新を含む） (2)用水施設 (3)洗浄施設	
	降灰地域茶安定対策		この事業は、茶生葉の洗浄により、摘採葉に付着した灰を除去して、品質低下を防止し、茶生産農家の安定を図るため、洗浄施設等を導入する事業とする。	
	降灰地域葉たばこ安定対策		この事業は、降灰の付着した葉たばこを洗浄して、品質低下を防止し、葉たばこ生産農家の安定を図るため、洗浄施設等を導入する事業とする。	

別記

様式 1（実施要領第 4 関係）

番 年 月 号 日

宮崎県知事 殿

〇〇市（町、村）長

年度活動火山周辺地域防災営農対策事業（変更）実施計画承認申請書

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領第 4 の 1（第 4 の 5）に基づき活動火山周辺地域防災営農対策事業（変更）実施計画について別添のとおり承認申請します。

別記

様式 1 （実施要領第 4 関係）

（表紙）

年度

活動火山周辺地域防災営農対策事業（変更）実施計画書

市町村名	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)
計画作成（変更）年月日	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

1 事業実施地区の範囲

(注) 事業実施に係る受益の範囲は、旧市町村、大字、小字等により表示する。

2 事業実施地区の農業の概要と事業実施の必要性

(注) 地形、土壌等の自然条件及び社会経済的条件からみた農業概況並びに降灰被害の状況からみた事業実施の必要性について記載する。

3 事業に関する具体的計画

(1) 個別事業計画

(注1) 個別事業計画は、別紙様式のとおりとし、事業の種目、事業の種類、事業主体の異なるごとに作成すること。

(注2) 事業の種類は、降灰地域土壌等矯正事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業とする。

(注3) 事業の細目は、降灰防止・降灰除去施設等整備事業について設定し、次のとおりとする。

- a 降灰地域茶安定対策
- b 降灰地域たばこ安定対策
- c 降灰地域野菜安定対策
- d 降灰地域花き安定対策
- e 降灰地域果樹安定対策

(2) 事業計画総括表

整理 番号	事業の 種類	事業の 細目	事業 主体	受 益 面 積	受 益 戸 数	事業費	負 担 区 分			
							県 費 補助金	市町村 補助金	借入金	その他
		〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		ha	戸	円	円	円	円	円
		小計								
	計									
合計										

(注) 本表は、(1) の個別事業計画に基づき、事業の種類、事業の細目及び事業主体ごとにまとめて記入する。

(3) 事業位置図

(注1) 位置図は、5 万分の 1 以上の地形図を用いること。

(注2) 位置図の記載は、次によること。

(ア) 降灰地域土壌等矯正事業にあつては、資材施用地域を黄線の斜線で囲み、整理番号を付すこと。

(イ) 降灰防止・降灰除去施設等整備事業にあつては、その受益範囲を青線の斜線で囲み、施設等の設置場所を赤丸で明示し、整理番号を付すこと。

(ウ) 整理番号は、一連番号とし、個別事業の整理番号と一致させること。

I) 降灰地域土壌等矯正事業

1 整理番号

2 事業主体

名 称

所在地

(注1) 名称は、事業主体が法人格を有する場合には、その組織、形態(農事組合法人等)を明らかに記載すること。

(注2) 所在地は、番地まで記入すること。

3 事業の必要性

(注) 事業の受益範囲における農作物の被害概況と問題点を具体的に記載し、当該事業の必要性を説明する。

4 資材施用区域内の作物別栽培、被害状況

作物名	栽 培 面 積 (事業対象面積)	生 産 量	栽培農家 戸 数	10a 当たり生産量	
				降灰被害発生前	前 年
	h a	t	戸	k g	k g
	()	()			
	()	()			
計	()	()	()		

(注1) 栽培面積(事業対象面積)及び生産量は、作物ごとに、上段に栽培面積及び生産量、下段に()書きで事業対象面積及び数値を記入する。

(注2) 栽培面積、生産量、栽培農家戸数、10a 当たり生産量は、事業実施予定年度の直近年の数値を記入する。

(注3) 栽培農家戸数の計は、上段に()書きで延べ戸数、下段に実戸数を記入する。

(注4) 10a 当たり生産量の降灰被害発生前は、降灰被害が軽微若しくはなかった時期における平年収量を記入する。

5 事業計画の内容

(1) 土壌等矯正資材施用計画

a. 土壌酸度矯正

矯正資材 の 種 類	施用面積		主な栽培 作 目 名	10a 当たり 施 用 量	矯正資材 必 要 量	受益農家数
	農地の種類	面 積				
		ha		kg	t	戸
						—
計	—		—			()

(注1) 農地の種類は、水田、普通畑、果樹園、茶園等の農地に区分する。

(注2) 受益農家数の計は、上段に()書きで延べ戸数、下段に実戸数を記入する。

b. 有機物資材施用

矯正資材 の 種 類	施用面積		主な栽培 作 目 名	1 0 a 当たり 施 用 量	矯正資材 必 要 量	受益農家数
	農地の種類	面 積				
		ha		kg	t	戸
計	—		—			()

(注1) 農地の種類は、水田、普通畑、果樹園、茶園等の農地に区分する。

(注2) 受益農家数の計は、上段に () 書きで延べ戸数、下段に実戸数を記入する。

c. 資材購入計画

資材の種類	資材購入計画	単 価	事 業 費
	t (袋)	円	円
小 計	—	—	
消費税相当額	—	—	
計			

(注1) 資材購入計画は、t 及び袋単位で記入する。

(注2) 単価は、t 及び袋別に記入する。円未満は切り上げる。

6 その他事業実施に必要な事項

7 添付資料

- ①資材購入計画総括表
- ②事業量積算資料
- ③事業実施位置図
- ④見積書
- ⑤その他必要な書類

II) 降灰防止・降灰除去施設等整備事業

1 整理番号

2 事業の細目

3 事業主体
名 称
所在地

(注1) 名称は、事業主体が法人格を有する場合には、その組織、形態(農事組合法人等)を明らかに記載すること。
(注2) 所在地は、番地まで記入すること。

4 事業の必要性

(注) 事業の受益範囲における農作物の被害概況と問題点を具体的に記載し、当該事業の必要性を説明する。

5 事業計画の内容

(1) 施設等整備計画

施設等の区分	施設等の細分	構造規格能力等	事業量単位	事業量	単価	事業費	着工及び竣工時期	施工方法	施設等の設置場所	受益面積	受益農家数
					円	円				ha	戸
	小 計										
	消費税相当額										
合 計											

(注1) 施設等の区分、細分、規格・構造・能力、事業量単位は、別表1(実施要領第3関係)を参照すること。

(注2) 単価の円未満は切り上げる。

(注3) 施工方法は、購入、直営、請負等を記入する。

(注4) 施設等の設置場所は、被覆施設の場合は字単位まで、その他は地番まで明記する。

(注5) 受益面積は、小数点第2位を四捨五入する。

(2) 施設等管理利用計画

施設利用計画	時 期(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	面 積
作														m ²
目														m ²
名														m ²
計														m ²
画	共同作業計画													

6 その他事業実施に必要な事項

7 添付資料

①組合格約(法人は定款を添付すること。)

②施設管理運営規程又は施設管理運営規程(案)

③組合員及び役員名簿

④事業実施主体の概況(農業者団体用、法人用)

⑤農地基本台帳の写し等

⑥農業用施設賃貸借契約書(リースする事業のみ)

⑦共同利用台帳(被覆施設整備の場合)

⑧経営収支計画表

(被覆施設のみ。経営実態に基づいた現況と5か年の収支計画表)

⑨規模決定根拠資料

⑩見積書

⑪事業実施位置図、施設配置図及び平面図

⑫その他必要な書類

〇〇〇市町村長 殿

事業実施主体名
代表者住所
代表者氏名

事業実施状況報告書

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領第8の1に基づき、事業実施状況について下記のとおり報告します。

記

[事業実施年度] _____ 年度 [対策名] 野菜 花き 果樹（○で囲む）
[事業内容] (ハウスの型式) _____ 棟 _____ m²（出来高を記載）

組	合	員	名
共同 利用 計画 の 内容	作物・栽培方法の統一		
	栽培管理作業の共同化		
	資材の共同購入		
	降灰除去等作業の共同化		

項	目	○×	不適正な項目に対する今後の対応
1	施設等の状況について		
	① 手続なしに処分していないか		
	② 手続なしに移設していないか		
	③ 手続なしに改良・改造等を加えていないか		
2	施設等の共同利用について		
	① 施設等は遊休化していないか		
	② 受益作物は当初計画どおりか		
	③ 目的外に利用されていないか		
	④ 3戸以上で共同利用しているか		
	⑤ 共同利用計画に基づき利用しているか		
	作物・栽培方法の統一		
	栽培管理作業の共同化		
	資材の共同購入		
	降灰除去作業の共同化		
	⑥ 施設からの出荷実績を確認できるか		
3	事業主体の組合活動について		
	① 組合員に変更はないか		
	② 事業実施主体名義の通帳はあるか		
	③ 利用料等の徴収・支払が通帳に記載されているか		
	④ 総会は開催されているか		
	⑤ 総会の議決なくして、重要な変更を行っていないか		
	⑥ 運営会議は開催されているか		
	⑦ 必要な書類は保存されているか		
	規約、施設等管理運営規定		
	組合員名簿、役員名簿		
	財産管理台帳		
	金銭出納簿、証拠書類		
	収支予算、決算書		
	議事録		
	共同利用台帳		
	その他（設計書など）		
4	重要な変更が生じた場合、市町との協議等必要な手続が取られているか		
5	その他問題点はないか		

[記載方法] ○：適正 ×：不適正
事業実施の翌年度（1年目）については、施設完成から9月末までの状況を記載する。
2年目以降は、前年10月から本年9月末までの状況を記載する。

- 添付書類
- 1 共同利用台帳

2 事業実施主体名義の通帳の写し（法人の場合は不要）

3 組合員各自名義の出荷伝票（写）等対象作物の生産実績を証するもの

4 総会議事録

〇〇〇市町村長 殿

事業実施主体名
代 表 者 住 所
代 表 者 氏 名

事業実施状況報告書

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領第 8 の 1 に基づき、事業実施状況について下記のとおり報告
します。

記

[事業実施年度] _____ 年度
[対 策 名] 野菜 花き 果樹 茶 たばこ （○で囲む）
[事業内容] 導入機械 _____

組合員名	
利用形態	

項 目	○×	不適正な項目に対する今後の対応
1 機械等の状況について		
① 手続なしに処分していないか		
② 管理運営規定で決められた場所に保管しているか		
③ 手続なしに改良・改造等を加えていないか		
2 機械等の共同利用について		
① 施設等は遊休化していないか		
② 目的外に利用されていないか		
③ 3 戸以上で共同利用しているか		
④ 共同利用計画に基づき利用しているか		
3 事業実施主体の組合活動について		
① 組合員に変更はないか		
② 事業実施主体名義の通帳はあるか		
③ 利用料等の徴収・支払が通帳に記載されているか		
④ 総会は開催されているか		
⑤ 総会の議決なくして、重要な変更を行っていないか		
⑥ 運営会議は開催されているか		
⑦ 必要な書類は保存されているか		
規約、施設等管理運営規定		
組合員名簿、役員名簿		
財産管理台帳		
金銭出納簿、証拠書類		
収支予算、決算書		
議事録		
作業日誌		
その他		
4 重要な変更が生じた場合、市町との協議等必要な手 続が取られているか		
5 その他問題点はないか		

[記載方法] ○：適正 ×：不適正
事業実施の翌年度（1 年目）については、機械整備から 9 月末までの状況を記載する。
2 年目以降は、前年 1 0 月から本年 9 月末までの状況を記載する。

- 添付書類
- 1 作業日誌（アワメータの記載があること）
 - 2 事業実施主体名義の通帳の写し（法人の場合は不要）
 - 3 [野菜、花き、果樹、たばこ] 出荷伝票（写）
[茶] 茶工場の生葉受入伝票（写）
 - 4 総会議事録

〇〇農林振興局長又は西臼杵支庁長 殿

〇〇市町長

事業実施状況報告書

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領第 8 の 3 に基づき、事業実施状況について下記のとおり報告します。

記

事業実施年度	対策名	事業実施主体名	事業実施状況の改善等の指導結果

添付書類 事業実施主体からの報告書の写し